

# 平成 20 年特許法等の改正について

## 平成 20 年法改正の概要

1. 不服審判請求期間の見直し（特許法・意匠法・商標法）
2. 拒絶査定後に分割出願が可能な時期（特許法）
3. 通常実施権等登録制度の見直し（特許法・実用新案法）
4. 特許・商標関係料金の引き下げ（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）

### 施行時期

- ・上記 1～3 は、改正法の公布の日（平成 20 年 4 月 18 日）から 1 年以内の政令で定める日から施行する。（平成 21 年 4 月頃予定）
- ・上記 4 は、平成 20 年 6 月 1 日施行。

### 1. 不服審判制度の見直し

拒絶査定不服審判の請求期間（現行：拒絶査定謄本送達日から 30 日以内）を「拒絶査定謄本送達日から 3 月以内」に拡大する。（特許法 121 条 1 項、意匠法 46 条 1 項、商標法 44 条 1 項）

なお、特許法 4 条（期間の延長等）により、拒絶査定不服審判の請求期間（拒絶査定謄本送達日から 3 月以内）は、請求により又は職権で、延長される。

拒絶査定不服審判請求時の補正期間（現行：審判請求日から 30 日以内）を、「審判請求と同時にのみ可能」と変更する。（特許法 17 条の 2 第 4 項）

経過措置：上記、の規定は、平成 20 年改正法の施行日以後に謄本が送達される拒絶査定に対する審判請求について適用し、施行日前に謄本の送達があったものについては適用しない。（附則 2 条 1 項）

いつ出願したかに関係なく、平成 20 年改正法の施行日以後に拒絶査定謄本が送達される出願全てについて適用される。

### 2. 拒絶査定後に分割出願が可能な時期

拒絶査定後に分割出願が可能な時期（現行：最初の拒絶査定謄本送達日から 30 日以内）を「最初の拒絶査定謄本送達日から 3 月以内」に拡大する。（特許法 44 条 1 項 3 号）

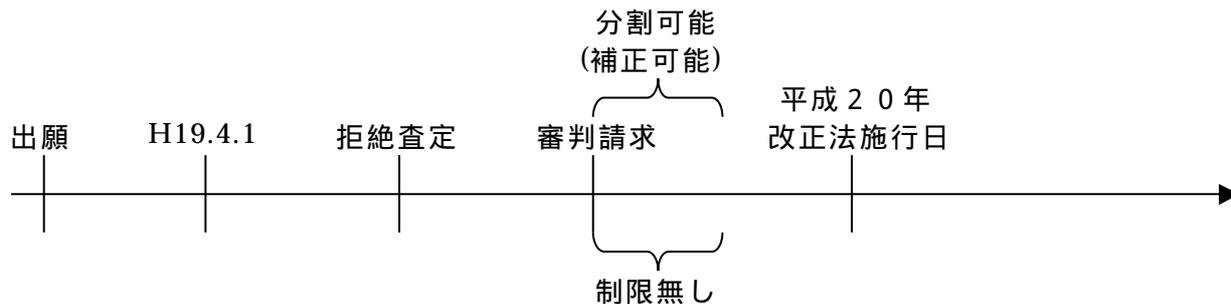
なお、特許査定後に分割出願が可能な時期については、従来通り、特許査定謄本送達日から 30 日以内である。（特許法 44 条 1 項 2 号）

経過措置：この規定は、平成 20 年改正法の施行日以後に最初の拒絶査定謄本が送達される出願であって、平成 18 年改正法の施行日（平成 19 年 4 月 1 日）以後にした出願について適用し、平成 20 年改正法の施行日前に最初の拒絶査定謄本の送達があった出願、又は平成 18 年改正法の施行日より前にした出願については、なお従前の例による（附則 2 条 3 項）。具体的には、P. 2 に記載する。

### 判断基準

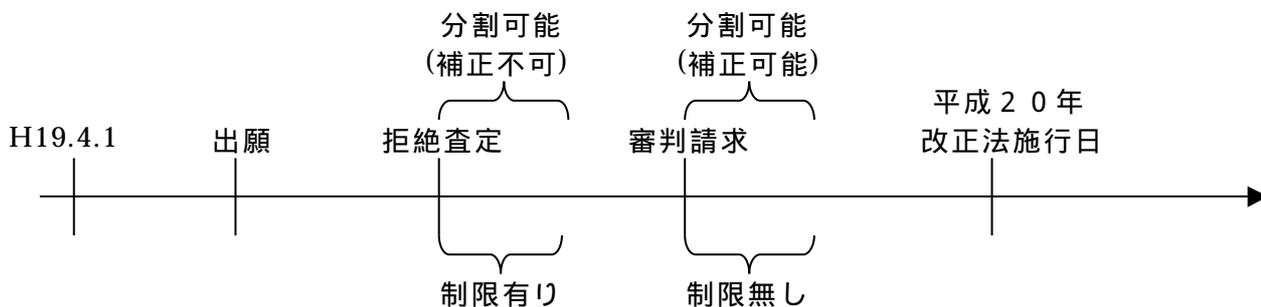
- ）出願日が、平成 18 年改正法の施行日（平成 19 年 4 月 1 日）前か以後か。
- ）最初の拒絶査定謄本送達日が、平成 20 年改正法の施行日前か以後か。

(1) 出願日：平成19年4月1日（平成18年改正法施行日）前  
 拒絶査定謄本送達日：平成20年改正法施行日前



拒絶査定不服審判請求日から30日以内（平成18年法改正前の特許法44条1項、17条の2第1項4号）

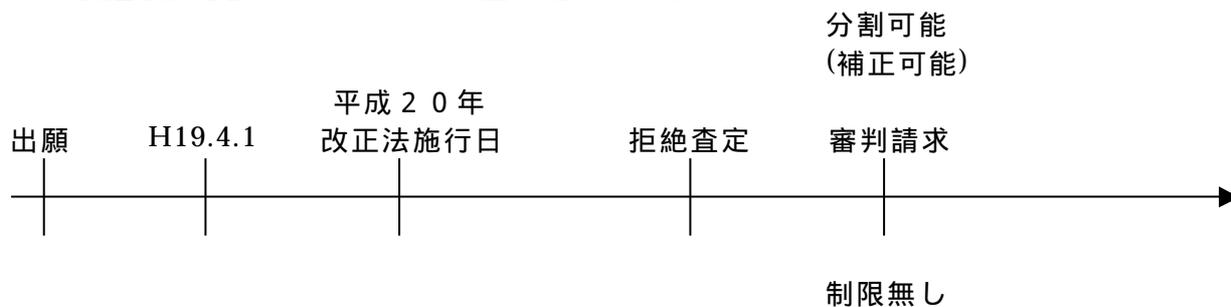
(2) 出願日：平成19年4月1日（平成18年改正法施行日）以後  
 拒絶査定謄本送達日：平成20年改正法施行日前



拒絶査定謄本送達日から30日以内（現行特許法44条1項3号）

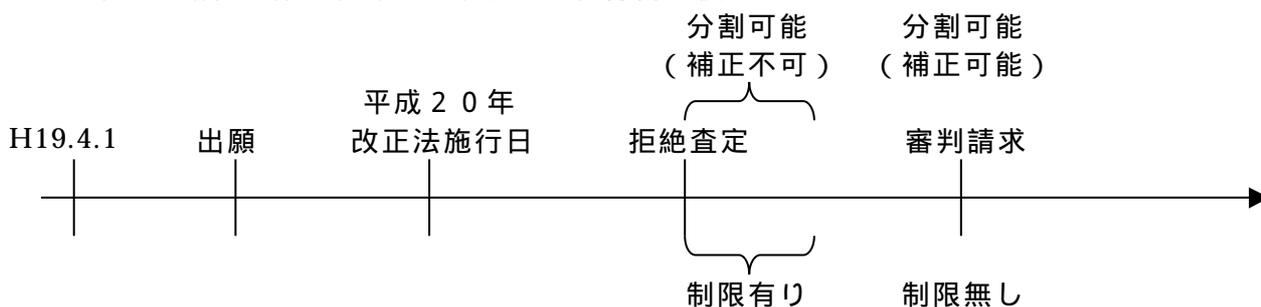
拒絶査定不服審判請求日から30日以内（現行特許法17条の2第1項4号、44条1項1号）

(3) 出願日：平成19年4月1日（平成18年改正法施行日）前  
 拒絶査定謄本送達日：平成20年改正法施行日以後



拒絶査定謄本送達日から3月以内に行う拒絶査定不服審判請求と同時（改正特許法17条の2第1項4号、121条1項、平成18年改正前の特許法44条1項）

(4) 出願日：平成19年4月1日（平成18年改正法施行日）以後  
 拒絶査定謄本送達日：平成20年改正法施行日以後



拒絶査定謄本送達日から3月以内（改正特許法44条1項3号）  
拒絶査定謄本送達日から3月以内に行う拒絶査定不服審判請求と同時（改正特許法17条の2第1項4号、44条1項1号、121条1項）

制限無し：当初明細書の範囲内で分割可能  
制限有り：直前明細書の範囲内で分割可能

### 3. 通常実施権等登録制度の見直し

#### (1) 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度の創設（特許法）

特許出願段階におけるライセンスについて、特許法上の権利として、新たに「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を設け、併せてその登録制度を設ける。（特許法27条、34条の2、及び34条の3）

#### 仮専用実施権及び仮通常実施権について

）特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書等の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる（改正特許法34条の2第1項）。仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定登録があったときは、その特許権について、専用実施権が設定されたものとみなす（改正特許法34条の2第2項）。

）特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書等の範囲内において、仮通常実施権を設定することができる（改正特許法34条の3第1項）。仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定登録があったときは、その特許権について、通常実施権が許諾されたものとみなす（改正特許法34条の3第2項）。

）仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合は、特許出願人は、特許法65条1項に定める補償金の支払を請求することができない（改正特許法65条3項）。

）仮専用実施権又は仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定登録があったとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、消滅する（改正特許法34条の2第6項、34条の3第7項）。

#### 登録の効果

）仮専用実施権は、登録により、効力を生じる（改正特許法34条の4第1項）。

）仮通常実施権は、登録により、特許権成立前であっても、転得者又は第三者に対抗することができる（改正特許法34条の5）。

）特許を受ける権利を有する者が破産した場合には、破産法56条の適用により、破産管財人はライセンス契約を解除することができない。

#### 出願の補正・分割等に係る措置

）仮専用実施権等の登録後、その仮専用実施権等に係る特許出願について補正がされた場合でも、その設定された範囲内において仮専用実施権等の効力は有効となる。

）仮専用実施権等に係る特許出願について出願の分割がなされた場合、契約で別段の定めがなされていない限り、分割に係る新たな特許出願についても、その設定された範囲内において仮専用実施権等が設定等されたものとみなす（改正特許法34条の2第5項、34条の3第5項）。

(2) 関連する規定の改正

特許出願の放棄又は取り下げ

仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願を放棄又は取り下げる場合には、特許出願人は、仮専用実施権者等の承諾が必要となる(改正特許法38条の2)。

特許出願の取り下げ擬制

) 変更

仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願を実用新案登録出願や意匠登録出願に変更する場合には、特許出願人は、仮専用実施権者等の承諾が必要となる(改正実用新案法10条9項、改正意匠法13条5項)。

) 国内優先権(41条)

仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願を基礎として、国内優先権の主張を伴う特許出願又は実用新案登録出願をする場合には、特許出願人は、仮専用実施権者等の承諾が必要となる(改正特許法41条1項但書、改正実用新案法8条1項但書)。

なお、仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る国内出願を基礎として、優先権の主張を伴う、日本を指定国に含む国際出願をする場合(自己指定の場合)には、仮専用実施権者等の承諾は不要である(改正特許法184条の15第1項)。

) 国際出願

日本語特許出願については、国内書面を提出し、手数料を納付した後、外国語特許出願については、国内書面及び翻訳文を提出し、手数料を納付した後であって、国内処理基準時を経過した後でなければ、仮専用実施権等の登録をすることができない(184条の12の2)。

特許を受ける権利が共有

特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、仮専用実施権等を設定等することができない(改正特許法33条4項)。

職務発明

) 仮専用実施権の設定を予約承継の対象とすることができる(改正特許法35条2項)。

) 従業者等は、予約承継により、使用者等に仮専用実施権を設定した場合には、相当の対価の支払いを受ける権利を有する(改正特許法35条3項)。

(3) 通常実施権等に係る登録記載事項の開示制限(特許法・実用新案法)

通常実施権及び仮通常実施権に係る登録記載事項(例えば、特許番号、特許権者の氏名、通常実施権者の氏名等)のうち、それを対外的に開示することで通常実施権者等の利害を害するおそれがある事項について、利害関係人のみ開示する制度を導入する。(特許法186条3項、及び実用新案法55条1項)

経過措置：改正法の施行日前に登録された通常実施権については適用しない(附則2条6項)。

仮通常実施権及び通常実施権

) 許諾対象の特許番号、及び特許権者の氏名等については、従来通り対外的に開示する。

) 通常実施権者の氏名等、及び通常実施権の範囲については、一定の利害関係人へのみ開示する。

なお、一定の利害関係人とは、特許権者、通常実施権者、対象特許権の取得者、破産管財人等。

) 対価の額又はその支払方法については、登録記載事項から除外する。

仮専用実施権及び専用実施権

仮専用実施権及び専用実施権は、公示の必要性が強いことから、登録記載事項は、従来通り全て対外的に開示する。

ここで、登録記載事項とは、設定対象の特許番号、特許権者の氏名、専用実施権者の氏名、及び専用実施権の範囲等である。

4 . 特許・商標関係料金の引き下げについて 平成 2 0 年 6 月 1 日施行

( 1 ) 特許出願の出願料及び特許料等の引き下げ

特許出願の出願料 16,000 円 15,000 円

特許料 第1年~第3年までの毎年 2,600 円 + 請求項数 × 200 円 2,300 円 + 請求項数 × 200 円

( 2 ) 商標登録出願の出願料及び設定登録料等の引き下げ

商標登録出願の出願料 6,000 円 + 区分数 × 15,000 円 3,400 円 + 区分数 × 8,600 円

商標登録出願の設定登録料 区分数 × 66,000 円 区分数 × 37,600 円

参考資料：[特許法等の一部を改正する法律](#)（平成 2 0 年 4 月 1 8 日法律第 1 6 号）